

議案第 6 2 号

公の施設の区域外設置に関する協議について

公の施設である市川市道の区域外設置について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 3 第 1 項の規定により船橋市と協議するに当たり、同条第 3 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日提出

市川市長 村 越 祐 民

記

1 市川市が区域外である船橋市に設置する市川市道

(1) 市道路線の詳細

| 路線名 | 起 点 | 延長 (m) | 幅員 (m) | 面積 (㎡) |
|-----------|--------------------|-----------|---------------|-----------|
| | 終 点 | | | |
| 市道 3335 号 | 市川市柏井町一丁目 1788 番地先 | 503.61 | 2.74～ 6.76 | 1,865.16 |
| | 市川市柏井町一丁目 1737 番地先 | | | |

(2) 協議箇所

| 路線名 | 協議箇所 | 面積 (㎡) |
|-----------|--------------------|-----------|
| 市道 3335 号 | 船橋市藤原三丁目 254 番 140 | 7.82 |

理 由

市川市が区域外である船橋市に公の施設である市川市道を設置することについて、地方自治法第244条の3第1項の規定により船橋市と協議するに当たり、同条第3項の規定により提案するものである。

